

〇「いじめ家庭庁告示第十一号
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二十三条第一項の規定に基づき、同項のことども家庭庁長官が定める表示を次のように定め、令和八年十二月二十五日から適用する。
令和七年十二月二十五日
ノジモ家庭庁長官 渡辺由美子



注 色彩は、背景は空色、頭部（顎に相当する部分を除く。以下同じ。）及び胴体は黄赤色、くちばしは黄色、両目（両目の中にある円形の部分を除く。）は黒色、顔に相当する部分、両目の中にある円形の部分及び文字は白色とする。ただし、これらの色とすることが不適当である場合にあっては、背景及びくちばしを淡い灰色とし、頭部及び胴体を濃い灰色としてもよい。